

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

(12) 議案第66号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第66号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 66 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 特別養護老人ホームに、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務付ける
- (2) 特別養護老人ホームに、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける
- (3) ユニット型特別養護老人ホームの 1 のユニットの入居定員は、15 人を超えないものとする

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第75号</p>	<p>○川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第75号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第3条～ <u>第32条の2</u> ）	第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第3条～ <u>第32条</u> ）
第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第33条～第43条）	第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第33条～第43条）
第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（第44条～第49条）	第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（第44条～第49条）
第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第50条～第53条）	第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第50条～第53条）
<u>第6章 雑則（第54条）</u>	<u>（新設）</u>
附則	附則
第1章 総則 （趣旨）	第1章 総則 （趣旨）
第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）	第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）
第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 （基本方針）	第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 （基本方針）
第3条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。	第3条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。
2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限	2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限

改正後	改正前
<p>り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p>	<p>り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p>
<p>3 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。</p>	<p>3 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。</p>
<p>4 特別養護老人ホームの設置者は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>	<p>4 特別養護老人ホームの設置者は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>
<p><u>5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> (職員の専従)</p>	<p><u>(新設)</u> (職員の専従)</p>
<p>第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護師又は准看護師（以下「看護職員」といい、第41条第2項（第53条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）</u>、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着</p>

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第8条 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) 緊急やむを得ない場合に第16条第4項に規定する身体的拘束等を行う際の手続</u> <u>(10) 個人情報管理の方法</u> <u>(11) 苦情への対応方法</u> <u>(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(13) その他施設の運営に関する重要事項</u> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 特別養護老人ホームの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、</p>	<p>型特別養護老人ホーム（第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第8条 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 <u>(新設)</u> (8) 緊急やむを得ない場合に第16条第4項に規定する身体的拘束等を行う際の手続 (9) 個人情報管理の方法 (10) 苦情への対応方法 (11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法 (12) その他施設の運営に関する重要事項 <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 特別養護老人ホームの設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、</p>

改正後	改正前
<p>非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>3 特別養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数</p> <p>(3) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の員数は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 入所者の数が30人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1人以上</p> <p>(イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上</p> <p>(ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人以上</p>	<p>非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数</p> <p>(3) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 介護職員又は看護職員</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の員数は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 入所者の数が30人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1人以上</p> <p>(イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上</p> <p>(ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人以上</p>

改正後	改正前
<p>(エ) 入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームに あっては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p>	<p>(エ) 入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームに あっては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p>
<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p>	<p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p>
<p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p>	<p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p>
<p>4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。</p>	<p>6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。</p>
<p>7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サ</p>	<p>7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サ</p>

改正後	改正前
<p>テライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。 (処遇の方針)</p>	<p>テライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。 (処遇の方針)</p>
<p>第16条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。</p>	<p>第16条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。</p>
<p>2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。</p>	<p>2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。</p>
<p>3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>
<p>4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p>	<p>4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p>
<p>5 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>5 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>
<p>6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研</p>	<p>6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研</p>

改正後	改正前
<p>修を定期的実施すること。</p> <p>7 特別養護老人ホームの設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (施設長の責務)</p>	<p>修を定期的実施すること。</p> <p>7 特別養護老人ホームの設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (施設長の責務)</p>
<p>第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の2</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。 (勤務体制の確保等)</p>	<p>第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。 (勤務体制の確保等)</p>
<p>第25条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第25条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 <u>特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第25条の2 特別養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 特別養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第27条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u> をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>（2） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>（3） 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 <u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u> を定期的実施すること。</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第27条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>（2） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>（3） 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に</p>

改正後	改正前
<p>関する手順に沿った対応を行うこと。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 特別養護老人ホームの設置者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を開催するとともに、職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第32条の2 <u>特別養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> <u>を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備す</u></p>	<p>関する手順に沿った対応を行うこと。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 特別養護老人ホームの設置者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会を開催するとともに、職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ること。</u></p> <p><u>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第33条 前章(第12条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(ユニット型特別養護老人ホームの基本方針)</p> <p>第34条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p><u>3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第33条 前章(第12条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(ユニット型特別養護老人ホームの基本方針)</p> <p>第34条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第35条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10)</u> 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p><u>(11)</u> 個人情報の管理の方法</p> <p><u>(12)</u> 苦情への対応方法</p> <p><u>(13)</u> 事故発生の防止策及び事故発生時の対応</p> <p><u>(14)</u> その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(設備の基準)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第35条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(10) 個人情報の管理の方法</p> <p>(11) 苦情への対応方法</p> <p>(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応</p> <p>(13) その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(設備の基準)</p>
<p>第36条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防署長と相談の上、第43条において準用する第9条第1項に規定す</p>	<p>第36条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防署長と相談の上、第43条において準用する第9条第1項に規定す</p>

改正後	改正前
<p>る計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第43条において準用する第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災時における入居者の安全が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号を除く。）の一部を設けないことができる。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 医務室</p>	<p>る計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第43条において準用する第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災時における入居者の安全が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号を除く。）の一部を設けないことができる。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 医務室</p>

改正後	改正前
<p>(4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室 (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>4 前項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ユニット ア 居室 (ア) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u> (ウ) 地階に設けないこと。 (エ) 1の居室の床面積は、10.65平方メートル((ア)ただし書の規定により居室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル)以上とすること。 (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 (キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 <u>(削除)</u></p>	<p>(4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室 (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>4 前項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ユニット ア 居室 (ア) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。 (ウ) 地階に設けないこと。 (エ) 1の居室の床面積は、10.65平方メートル((ア)ただし書の規定により居室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル)以上とすること。 (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 (キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 <u>(コ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔</u></p>

改正後	改正前
<p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 地階に設けないこと。</p> <p>(ウ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(エ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。</p> <p>(3) 医務室</p> <p>ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <p>(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2</p>	<p><u>てる壁と天井との間に一定の隙間が生じている場合は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 地階に設けないこと。</p> <p>(ウ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(エ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。</p> <p>(3) 医務室</p> <p>ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <p>(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2</p>

改正後	改正前
<p>(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1) 以上有すること。</p> <p>(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該ユニット又は浴室から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすることができる。</p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。</p> <p>(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(サービスの取扱方針)</p>	<p>(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1) 以上有すること。</p> <p>(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該ユニット又は浴室から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすることができる。</p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。</p> <p>(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(サービスの取扱方針)</p>
<p>第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p>	<p>第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p>

改正後	改正前
3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
9 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (勤務体制の確保等)	9 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (勤務体制の確保等)
第41条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかな	第41条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかな

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準用)</p>
<p>第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、<u>第25条の2</u>及び第27条から<u>第32条の2</u>ま</p>	<p>第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条までの規定は、ユニ</p>

改正後	改正前
<p>での規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条の2まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条の2まで、第25条の2及び第27条から第32条の2まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>ット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで及び第27条から第32条まで」と読み替えるものとする。</p>
<p>第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準</p>	<p>第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準</p>
<p>(この章の趣旨)</p>	<p>(この章の趣旨)</p>
<p>第44条 第2章から前章までの規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p>	<p>第44条 第2章から前章までの規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p>
<p>(職員の配置の基準)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p>
<p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 <u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</u></p>	<p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>(1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上 (4) 介護職員又は看護職員 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p>	<p>(1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上 (4) 介護職員又は看護職員 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p>

改正後	改正前
<p>イ 看護職員の数は、1人（サテライト型居住施設の場合にあっては、常勤換算方法で1人）以上とすること。</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。</p> <p>6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。</p> <p>7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム <u>生活相談員</u>、栄養士、機能訓練指導員又は調</p>	<p>イ 看護職員の数は、1人（サテライト型居住施設の場合にあっては、常勤換算方法で1人）以上とすること。</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。</p> <p>6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。</p> <p>7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員</p>

改正後	改正前
<p>理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(5) 診療所 事務員その他の従業者</p>	<p>その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(5) 診療所 事務員その他の従業者</p>
<p>10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。</p>	<p>10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。</p>
<p>11 地域密着型特別養護老人ホームに川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>11 地域密着型特別養護老人ホームに川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地</p>	<p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地</p>

改正後	改正前
<p>域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。</p>	<p>13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。</p>
<p>14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>
<p>15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数</p> <p>は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの</p>	<p>15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数</p> <p>は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの</p>

改正後	改正前
<p>入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>
<p>(地域との連携等)</p>	<p>(地域との連携等)</p>
<p>第48条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)</u> (以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>第48条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会 (以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>
<p>2 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。</p>	<p>2 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。</p>
<p>3 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。</p>	<p>3 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。</p>
<p>4 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>4 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、<u>第32条及び第32条の2</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条</p>	<p>第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条</p>

改正後	改正前
<p>まで、第13条から前条まで及び次条から第32条の2まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条の2まで、第25条から第30条まで、第32条及び第32条の2」と読み替えるものとする。</p>	<p>から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条まで、第25条から第30条まで及び第32条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>	<p>第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>
<p>(この章の趣旨)</p>	<p>(この章の趣旨)</p>
<p>第50条 第2章から前章まで(第46条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p>	<p>第50条 第2章から前章まで(第46条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p>
<p>(設備の基準)</p>	<p>(設備の基準)</p>
<p>第51条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p>	<p>第51条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p>
<p>(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p>	<p>(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p>
<p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p>	<p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p>
<p>ア 消防長又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防署長と相談の上、第53条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>	<p>ア 消防長又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防署長と相談の上、第53条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>
<p>イ 第53条において準用する第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>	<p>イ 第53条において準用する第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>
<p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域</p>	<p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域</p>

改正後	改正前
<p>住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であつて、火災時における入居者の安全が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号を除く。）の一部を設けないことができる。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 医務室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(6) 汚物処理室</p> <p>(7) 介護材料室</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p>	<p>住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であつて、火災時における入居者の安全が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号を除く。）の一部を設けないことができる。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 医務室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(6) 汚物処理室</p> <p>(7) 介護材料室</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p>

改正後	改正前
<p>4 前項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 地階に設けないこと。</p> <p>(エ) 1の居室の床面積は、10.65平方メートル((ア)ただし書の規定により居室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル)以上とすること。</p> <p>(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。</p> <p>(キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として</p>	<p>4 前項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>(ウ) 地階に設けないこと。</p> <p>(エ) 1の居室の床面積は、10.65平方メートル((ア)ただし書の規定により居室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル)以上とすること。</p> <p>(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。</p> <p>(キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(コ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じている場合は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として</p>

改正後	改正前
<p>ふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 地階に設けないこと。</p> <p>(ウ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(エ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設にあっては、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに必要に応じて臨床検査設備を設ける場合に限り、医務室を設けることを要しない。</p> <p>(4) 調理室</p> <p>ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理し、運搬手段について衛生上適切な措置がなされている場合であって、簡易な調理設備を設けるとときに限り、調理室を設けることを要しない。</p> <p>5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室について</p>	<p>ふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 地階に設けないこと。</p> <p>(ウ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(エ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設にあっては、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに必要に応じて臨床検査設備を設ける場合に限り、医務室を設けることを要しない。</p> <p>(4) 調理室</p> <p>ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理し、運搬手段について衛生上適切な措置がなされている場合であって、簡易な調理設備を設けるとときに限り、調理室を設けることを要しない。</p> <p>5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室について</p>

改正後	改正前
<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。</p> <p>(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該ユニット又は浴室から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。</p> <p>(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>7 サテライト型居住施設の場合において、本体施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、<u>第25条の2</u>、第27条から第30条まで、第32条、<u>第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用</p>	<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。</p> <p>(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該ユニット又は浴室から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。</p> <p>(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>7 サテライト型居住施設の場合において、本体施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第</p>

改正後	改正前
<p>する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の2</u>まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から<u>第23条の2</u>まで、<u>第25条の2</u>、第27条から第30条まで、第32条、<u>第32条の2</u>、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第54条 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p>	<p>10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から<u>第23条まで</u>、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第49条において準用する場合を含む。）、第32条の2（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び第34条第3項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第8条（新条例第49条において準用する場合を含む。）及び第35条（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項（新条例第49条において準用する場合を含む。）及び第41条第4項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設置者は、その介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</p>	

改正後	改正前
<p><u>を定期的</u>に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的<u>に実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>6 <u>施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第32条第1項(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じよう努めなければ」とする。</p> <p>7 <u>施行日以後、当分の間、新条例第36条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームの設置者は、新条例第12条第1項第4号ア及び第41条第2項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</u></p> <p>8 <u>この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)</u>の居室であって、改正前の条例第36条第4項第1号ア(コ)及び第51条第4項第1号ア(コ)の規定の要件を満たしているものについては、<u>なお従前の例による。</u></p> <p>9 <u>施行日以後、当分の間、新条例第51条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、新条例第12条第1項第4号ア及び第53条において準用する第41条第2項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</u></p>	